



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*52 和歌山県税条例の一部を改正する条例

(税務課)..... 3

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例	〃
1 条例概要	〃
主な内容は、次のとおりです。	〃
(1) 地方税法の一部改正に伴い、以下の改正を行うこととしました。	〃
ア 県民税	〃
法人税割の税率を引き下げることとしました。(第 2 条中第 3 1 条、附則第 1 4 項の 3 及び	〃
第 1 4 項の 4 関係)	〃
イ 自動車取得税	〃
自動車取得税を廃止することとしました。(第 2 条中第 2 章第 7 節、附則第 1 4 項の 1 4 ~	〃
第 1 8 項関係)	〃
ウ 自動車税	〃
現行の自動車税を種別割とし、環境性能割を導入するほか、所要の改正を行うこととしまし	〃
た。(第 2 条中第 2 章第 8 節、附則第 1 4 項の 1 1 ~ 第 1 4 項の 1 3 関係)	〃
(2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴い、法人の事業税の税率の特例を廃止するこ	〃
ととしました。(第 2 条中附則第 2 3 項関係)	〃
2 施行期日	〃
平成 2 9 年 1 月 1 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行しま	〃
す。	〃
(1) 第 1 条中第 3 6 条の 7 及び第 4 2 条の 4 5 の 2 の改正 公布の日	〃
(2) 1 の改正 平成 2 9 年 4 月 1 日	〃

(3) 第 2 条中附則第 6 項の 3 の改正 平成 3 0 年 1 月 1 日

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 6 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第52号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第36条の7第2項中「及び第2号」を「から第3号まで」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第36条の8中「第71条の14第5項」を「第71条の14第6項」に、「第71条の15第4項」を「第71条の15第5項」に改める。

第36条の14中「第71条の35第6項」を「第71条の35第7項」に、「第71条の36第4項」を「第71条の36第5項」に改める。

第36条の20中「第71条の55第6項」を「第71条の55第7項」に、「第71条の56第4項」を「第71条の56第5項」に改める。

第42条の2の4中「第72条の46第5項」を「第72条の46第6項」に、「第72条の47第4項」を「第72条の47第5項」に改める。

第42条の35の11中「第74条の23第4項」を「第74条の23第6項」に、「第74条の24第4項」を「第74条の24第5項」に改める。

第42条の45の2第1項中「及び第54条」を削る。

第42条の46中「第90条第4項」を「第90条第6項」に、「第91条第4項」を「第91条第5項」に改める。

第56条中「第132条第5項」を「第132条第6項」に、「第133条第4項」を「第133条第5項」に改める。

第58条の28中「第144条の47第4項」を「第144条の47第6項」に、「第144条の48第4項」を「第144条の48第5項」に改める。

附則第14項の2の10中「第37条の12の2第2項各号」を「第37条の12の2第2項第1号から第10号まで」に改める。

附則第14項の2の29中「同項第1号」を「第1号」に改め、同項第2号中「掲げる移管」の次に「(同条第5項第2号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。)」を加える。

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第42条の46」を「第56条」に、「第7節 自動車取得税(第43条—第56条)」を「第7節の2 軽油引取税(第57条—第58条の28)」に、「第73条」を「第73条の16」に改める。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の2第1項第3号中「第151条第3項」を「第177条の11第3項」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同項第5号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第4条の2第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第31条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第43条から第56条までを次のように改める。

第43条から第56条まで 削除

第2章第7節の2を同章第7節とする。

第59条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第59条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者及び施行令第44条の2に規定する者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、

第 1 項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第 73 条を削り、第 2 章第 8 節中第 72 条を第 73 条の 16 とする。

第 71 条中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第 73 条の 15 とする。

第 70 条の前の見出しを削り、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第 63 条」を「第 73 条の 8」に改め、同条を第 73 条の 14 とし、同条の前に見出しとして「(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する種別割の徴収の特例)」を付する。

第 69 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「自動車税の」を「種別割の」に、「第 1 号」を「第 73 条の 2 第 1 項第 1 号又はこの項第 1 号」に、「この項」を「第 73 条の 2 第 1 項又はこの項」に、「自動車税を」を「種別割を」に改め、同条第 2 項中「自動車税」を「種別割」に、「第 55 条第 2 項各号」を「第 73 条の 2 第 2 項各号」に改め、同条第 3 項中「自動車税」を「種別割」に、「第 55 条第 3 項各号」を「第 73 条の 2 第 3 項各号」に改め、同条を第 73 条の 13 とする。

第 68 条の 2 の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「自動車税」を「種別割」に、「第 61 条」を「第 73 条の 5」に改め、同項第 3 号中「地方税」を「徴収金」に改め、同条第 2 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第 73 条の 12 とする。

第 68 条 (見出しを含む。) 中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第 73 条の 11 とする。

第 66 条及び第 67 条を削る。

第 65 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第 59 条第 2 項」を「第 60 条第 1 項」に改め、同条を第 73 条の 10 とする。

第 64 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第 7 条又は第 13 条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第 12 条第 1 項に規定する変更登録 (次項において「変更登録」という。) 又は同法第 13 条第 1 項に規定する移転登録 (次項において「移転登録」という。)」に、「施行規則第 16 号の 9 様式の自動車取得税・自動車税申告書 (報告書)」を「施行規則第 9 条の 17 の申告書」に改め、同項第 2 号中「第 60 条」を「第 61 条又は第 73 条の 4」に改め、同項第 5 号中「法第 145 条第 3 項」を「第 59 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「道路運送車両法第 7 条又は第 13 条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に、「自動車税申告書」を「施行規則第 9 条の 17 の申告書」に改め、同条第 3 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 4 項中「第 59 条第 2 項」を「第 60 条第 1 項」に改め、同条を第 73 条の 9 とする。

第 63 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 3 項中「道路運送車両法第 7 条の規定による登録」を「新規登録」に、「第 150 条第 1 項」を「第 177 条の 10 第 1 項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 4 項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第 7 条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に、「には」を「においては」に、「によって」を「により」に改め、同条第 6 項中「自動車税」を「第 3 項の規定により種別割」に、「においては、当該自動車税」を「には、当該種別割」に改め、同条を第 73 条の 8 とする。

第 63 条 (見出しを含む。) 中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第 73 条の 7 とする。

第 62 条 (見出しを含む。) 中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第 73 条の 6 とする。

第61条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(イ)及び第3項において同じ」に改め、同号ア(イ)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第3項中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バスに対して課する種別割」に改め、同条を第73条の5とする。

第60条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項を削り、同条を第73条の4とする。

第59条の次に次の16条を加える。

(自動車税のみならず課税)

第60条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 法第147条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、同法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する自動車に対する自動車税の非課税の範囲)

第61条 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事が認めるもの

(種別割の納税管理人)

第62条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、その事実が生じた日から10日以内に、納税に関する一切の事項を処

理させるため、課税地所轄の県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを納税管理人申告書により知事に申告し、又は当該管轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて管轄区域外納税管理人申請書により知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をし、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合も、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて納税管理人不要認定申請書により知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第63条 前条第2項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(環境性能割の課税標準)

第64条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3の規定により算定した金額(第66条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第65条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第157条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車
100分の1
- (2) 法第157条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車
100分の2
- (3) 法第157条第3項の規定の適用を受ける自動車 100分の3

(環境性能割の免税点)

第66条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第67条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第68条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の申告書(次項及び第3項において「申告書」という。)を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は同条第2項に規定する修正申告書(次項及び第4項において「修正申告書」という。)に証紙を貼ってしなければならない。ただし、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法によることができる。証紙の様式その他証紙の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

3 環境性能割の納税義務者は、前項の証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。

4 修正申告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称
- (3) 自動車の取得がされた年月日
- (4) 自動車の取得の原因
- (5) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (6) 自動車の定置場
- (7) 既に納付の確定した環境性能割額
- (8) 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- (9) 前号の環境性能割額に相当する金額から第 7 号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(環境性能割の報告)

第69条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第160条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条 環境性能割の納税義務者が第68条第1項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第71条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書によらなければならない。

- (1) 納税者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- (3) 譲渡担保財産の設定年月日
- (4) その他知事において必要と認める事項

- 4 知事は、第 2 項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。
- 5 知事は、第 2 項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第 1 項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第 1 項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 7 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。
 - (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
 - (3) 譲渡担保財産の設定年月日及び譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日
 - (4) 還付を受けようとする徴収金額及びその納付年月日
 - (5) その他知事において必要と認める事項
- 8 知事は、第 6 項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
(自動車の返還があった場合の環境性能割の納付義務の免除)

第72条 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から 1 月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。
- 3 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。
 - (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 自動車を返還した理由
 - (3) 還付を受けようとする税額
- 4 前条第 8 項の規定は、第 2 項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。
(廃止路線代替バス車両等の環境性能割の減免)

第73条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して課する環境性能割について、当該自動車の取得者の申請に基づき環境性能割を減免することができる。

- (1) 輸送人員の減少等により運行の維持が困難になったため地域住民の生活に必要なバス路線が廃止

された場合において、旅客自動車運送事業を営業者が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じ輸送目的により運行の用に供するため取得した自動車で知事が必要と認めるもの

- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車及びへき地巡回診療の用に供する自動車（日本赤十字社の取得に係るものを除く。）で知事が必要と認めるもの（身体障害者等に対する環境性能割の減免）

第73条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に係る環境性能割の納税者に対して、当該納税者が軽自動車税についてこの項第1号又は第73条の13第1項第1号に該当する自動車に係るこの項又は第73条の13第1項の規定による減免に類する減免を受けている場合を除き、当該納税者の申請に基づき減免することができる。この場合において、減免することができる環境性能割の限度額は、規則で定める額とする。

- (1) 次に掲げる自家用の自動車のうち、身体又は精神に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）1人について1台に限り、知事が必要と認めるもの

ア 身体障害者等のうち規則で定める者が取得する自動車であつて、当該身体障害者等が運転するもの

イ 身体障害者等のうち規則で定める者が取得する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が取得する自動車を含む。）であつて、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転するもの

ウ 身体障害者等のうち規則で定める者のみで構成される世帯の身体障害者等のうち規則で定める者が取得する自動車であつて、当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの

- (2) 規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられた自動車のうち、身体障害者等の利用に専ら供するためのものであると認められるもの
- (3) 身体障害者等以外の者の利用にも供する自動車であつて、規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられ身体障害者等の利用に供するためのものと認められるもの
- (4) 専ら身体障害者等が運転するための規則で定める特別の仕様により製造され、又は規則で定める構造変更が加えられたと認められる自動車

2 前項第1号に該当することにより環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の住所及び氏名並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
- (4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

(5) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

(6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当することにより環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の住所及び氏名

(2) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

(3) その他知事が必要と認める事項

(環境性能割に係る不足金額等の納付手続)

第73条の3 環境性能割の納税者は、法第168条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第171条第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書によって納付しなければならない。

附則第6項の3第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

附則第14項の3中「100分の4.0」を「100分の1.8」に改める。

附則第14項の4中「4.0分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第14項の14から第18項までを削る。

附則第14項の13の表以外の部分を次のように改める。

ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号ロ(3)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率が100分の120を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14項の13の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(7)の項中「第61条第1項第2号ウ(7)」を「第1項第2号ウ(7)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(4)の項中「第61条第1項第2号ウ(4)」を「第1項第2号ウ(4)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(7)の項中「第61条第1項第3号ア(7)」を「第1項第3号ア(7)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(4)の項中「第61条第1項第3号ア(4)」を「第1項第3号ア(4)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(7)の項中「第61条第1項第5号ア(7)」を「第1

イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ロ)の項中「第61条第1項第5号イ(ロ)」を「第1項第5号イ(ロ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、附則第14項の12を附則第18項の2とする。

附則第14項の11の前の見出しを削り、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項」を「同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの」を「同条第1項第3号に規定する電力併用自動車」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合バス」に、「平成28年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第61条第1項」を「同条第1項」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車(次項第5号において「軽油自動車」という。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第14項の11の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号アの項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ア)の項中「第61条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ロ)の項中「第61条第1項第5号ア(ロ)」を「第1項第5号ア(ロ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ロ)の項中「第61条第1項第5号イ(ロ)」を「第1項第5号イ(ロ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、附則第14項の11を附則第18

項とし、同項の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付する。

附則第14項の10の2の次に次の見出し及び9項を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

- 15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

- 16 営業用の自動車に対する第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

- 17 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第17項の6まで及び附則第18項から第18項の3までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第17項の3第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び附則第17項の3第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

- 17の2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から650万円(乗車定員30人未満の附

則第17項の2に規定する路線バス等(あっては、200万円)を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

17の3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

17の4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の6までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から附則第17項の6までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(附則第17項の6第1号及び第2号において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の6までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から附則第17項の6までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から附則第17項の6までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定め

られた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

17の5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。））」とあるのは、「（という。））から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

17の6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「（という。））」とあるのは、「（という。））から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により

平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

17の7 附則第17項から前項までの規定は、第68条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき附則第17項から前項までの規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第23項を次のように改める。

23 削除

別記第9号様式中「第71条関係」を「第73条の15関係」に、

「自動車税証紙」を「自動車税(種別割)証紙」に、「箇月分」を「か月分」に改める。

別記第10号様式中「第71条関係」を「第73条の15関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中和歌山県税条例第36条の7第2項及び第42条の45の2第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第8項及び第9項の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条中和歌山県税条例附則第6項の3第2号ウの改正規定 平成30年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県税条例附則第14項の2の10及び第14項の2の29の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例(以下「新条例」という。)第31条並びに附則第14項の3及び第14項の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条による改正前の和歌山県税条例附則第23項の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

- 7 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(和歌山県特別会計条例の一部改正)

- 8 和歌山県特別会計条例(昭和39年和歌山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「和歌山県自動車税等証紙特別会計」を「和歌山県自動車税証紙特別会計」に、「自動車税等に」を「自動車税に」に改める。

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

- 9 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第3項の規定の適用については、なお従前の例による。